

# 平成 30 年度 第 1 回東京都北区環境審議会 議事要旨

日時： 平成 30 年 8 月 31 日（金） 10:00～11:45

場所： 北区役所 第一庁舎 4 階 第一委員会室

## 【出席者】

### < 委 員 >

|        |    |        |    |        |    |
|--------|----|--------|----|--------|----|
| 丸田 頼一  | 会長 | 柳井 重人  | 委員 | 秋山 香織  | 委員 |
| 秋山 健太郎 | 委員 | 小山 文大  | 委員 | 原 芳子   | 委員 |
| 齋藤 邦彦  | 委員 | 加茂 守啓  | 委員 | 榎本 はじめ | 委員 |
| 稲垣 浩   | 委員 | 前田 ゆきお | 委員 | 坂口 勝也  | 委員 |

### < 事務局 >

|       |                      |       |                |
|-------|----------------------|-------|----------------|
| 早川 雅子 | 生活環境部長               | 土屋 隆  | 生活環境部リサイクル清掃課長 |
| 戸澤 俊人 | 生活環境部副参事（清掃事業企画調整担当） |       |                |
| 大石 喜之 | 北区清掃事務所長             | 佐藤 秀雄 | 生活環境部環境課長      |

## 【次 第】

1. 開 会
2. 委員・事務局紹介
3. 議 事
  - (1) 「北清掃工場建替事業」に係る環境影響評価調査計画書について
  - (2) その他
4. 報 告
  - (1) 「北区環境基本計画 2 0 1 5」の進捗状況について
5. 閉 会

## 【傍聴人】

傍聴人 3 名

## 【議事要旨】

1. 開 会
2. 委員・事務局紹介
3. 議 事

### < 議 事 (1) >

○東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。） ー資料説明ー

#### ○委員

ただいまの説明について、ご質問又はご意見はありますか。なお、区長意見案の審議時には、清掃一組の方々には、退席していただきますので、計画書の内容に関する質問は、今、お願いします。

#### ○委員

説明の中で、既存工場と同様の建替えを実施すると言っていましたが、同様に建替えることのメリット・デメリットが知りたい。また、今回の建替えにより複炉になるとのことだが、複炉になることについて、もう少し詳しく説明してほしい。さらに、環境影響を評価するタイミングとして、工事の完了後が多いが、完了後に評価した際に、予想以上に環境への影響が大きかった場合は、どのように対応するのか？

#### ○清掃一組

計画書 6 ページの表 4-1 をご覧ください。大枠・高さ・深さが変わらないということで、同様にご紹介したが、表 4-2 を見てわかるように、現在の関係法令をクリアするためや複炉によるスペース増加の影響で、合計面積は工事後、約 10,000m<sup>2</sup> に増加します。これは、現在の工場は約 25 年前に建てられましたが、その後、環境に関する関係法令などが改正され最新の公害防止設備に対応を図るため、現状の設備よりも大きくならざるを得ないことによるものです。次に複炉についてですが、炉は年に 1 回、オーバーホールのために、6～8 週間程度、完全に停止させる必要があります、その期間、ごみを燃やすことができません。これが、複炉にすることで、片方が停止していても、片方は燃やすことができるため、処理を継続することができます。さらに、現在の北清掃工場だと、オーバーホール時のごみは近隣の清掃工場へ持っていかなくてはなりません、複炉にすることで、半分程度で済むことになり、北区の収集運搬の効率化が図れます。また、複炉については、北区・北区議会からの強い要望

があり、私どもとしては、工場の敷地が非常に狭く様々な課題があり厳しい条件でしたが、複炉化の要望にお応えすることが可能となりました。さらに、環境影響評価制度は、事業者が事業期間中、周囲の環境にどのような影響があるかを事業者自ら予測評価するものです。事業者の予測評価を都に提出して、東京都環境影響評価審議会に諮られます。その時点で、法令の基準値を超えていたり、超えることを予測していたりということになれば、東京都から指導を受けることになります。また、工事後に超えていた場合には、超えた原因を調査し、改めて東京都へ報告して環境審議会の裁断を仰ぐことになります。なお、工事期間中も、随時、調査しているので、騒音が規制値を超えた場合は工事を中止し、原因を調べた上で、基準値を下回るような対策をとってから再開します。

#### ○委員

計画書 8 ページ、9 ページに図があり、そこに緩衝緑地が記載されていますが、既存の工場と建替え後の工場において、緩衝緑地の面積の増減はありますか？

#### ○清掃一組

緩衝緑地として定めているのは、図の左上部分になります。それ以外のところについては、住民の方々が入れる緑地というわけではありませんが、この中で特徴的なのは、図の右上部分でこちらの面積が変わっています。さらに、煙突周囲の部分の緑地面積も若干減っております。先ほどお話ししたとおり、建築面積が増える関係で、緑地面積は若干減少していますが、区の条例で定める基準は遵守しております。

#### ○委員

整理すると、緩衝緑地の面積はそんなに変わらないが、全体の緑化面積は減るということでしょうか？これは、数字にもでていますか？それから、緩衝緑地に関して言うと、計画書 13 ページに完成予想図があります。緩衝緑地の部分は、建替え後も中に人が入ってのんびりできるような形になるという理解でよろしいですか？

#### ○清掃一組

そうです。区民が入れるフリースペースになります。ただ、清掃工場の敷地内は、清掃車両が定められた場所を走行するので、安全管理が求められることからフリーに入り込めるスペースといえば右上の部分になりますが、この部分については、現在も建替え後も変わりません。緑地面積の数字については、後程ご回答いたします。

#### ○委員

その緩衝緑地の部分は中に入れるということで、自然との触れ合い活動の場になると思いますが、計画書 151 ページにて、工事の施行中は自然との触れ合い活動の場がなくなるので、

予測・評価項目としない、としています。そういった場がなくなるということは、マイナスの影響と考えられますが、いかがでしょうか？

#### ○清掃一組

ご指摘の通り、工事の施行中においては予測・評価項目としないことになっています。また、工事の施行中においては、緩衝緑地は作業用の場所として使用していく予定です。工事の施行中に工場内に作業用の場所を設けるのは、非常に困難であることから、緩衝緑地等を活用しながら、工事現場に利用してまいります。そのため、工事の施行中に提供とすることはできませんが、工事の完了後は従来と同様に提供していきたいと考えています。

#### ○委員

補足の説明をいただきたい。環境項目の大気汚染について、計画書 87 ページ以降を拝見すると、現状、環境基準の達成状況において、光化学オキシダントや PM2.5 等、非達成のものが散見されます。今度、清掃工場を新しくすることで、改善される見込みはありますか？

#### ○清掃一組

光化学オキシダントについてのご質問ですが、計画書 93 ページをご覧ください。これは、周辺環境の大気状況をそれぞれの調査ポイントでお示ししている内容です。これは、現時点における周辺の大気状況というものであり、これが工場建設に伴ってどのような影響を及ぼすかと考えた時に、工場の建設行為が 93 ページに示す 1～7 の測定局の値に影響を及ぼすとは考えておりません。従って、工場の周辺においてどのような環境があるのか、とりわけ、光化学オキシダント等についても調べた上で、具体的にこの項目において、工場の設置場所、境界区域での影響を調べていきたいと考えています。なお、PM2.5 については、東京都の条例では、評価項目に入っていないので影響の評価はしませんが、調査していく予定です。

#### ○委員

質問が足りなかったのだと思いますが、煙突があるので排煙が発生すると思います。私が聞きたかったのは、現在の煙突の性能と新しい煙突の性能の違い等、新しくすることによってそれらの改善が見込めるのか。ここに示されている数値と清掃工場の因果関係がはっきりしないのはわかっていますが、もし、工場側での改善が見込めるなら教えてほしい。

#### ○清掃一組

煙突から排出される段階で、基本的に無害化処理された排気ガスとなっています。現在は法律が厳しく、さらに条件も厳しくなっています。煙突から出る排気ガスについての公害防止対策には、さまざまな方法がありますが、設置する事業者・業者のノウハウ等を使いながら、最大限の対策を講じてまいります。また、今後の工事技術・排ガス技術に変化があれば、そ

れに、逐次対応していく予定でございます。

○委員

他にご質問はありますか？

○清掃一組

先程ご質問のあった緑地面積ですが、手持ちの資料に値がなかったので、後程、資料提供させていただきますということによろしいですか？

○委員

わかりました。

他に質問がないようですので、ここで、清掃一組には退席していただきます。ありがとうございました。

—清掃一組退席—

○事務局 —区長意見案について説明—

○委員

北清掃工場も、温水プールへの熱供給等をしてありますが、杉並の清掃工場は見学コースがある等、住民により理解してもらえるようなことをしています。今回の区長意見案では、景観の項目にて周辺地域の景観との調和等が記載されていますが、内側のことも少し言えないのかと考えました。要望として、見せられる清掃工場にしてほしい。

○委員

区長意見を読みますと、条例や規則の基準をクリアするよう求める文言が多いように感じます。それらの基準をクリアしていたとしても、近隣住民がストレスや苦痛を感じることも多くありますので、清掃一組にも質問しましたが、それらの基準をクリアできなかった時はどうするのか、工事が終わってからそれがわかった時はどうするのかということについては、結構、ややこしく、東京都の環境審議会に話し合ってもらって、その結果を受けて対応を…とのお答えで、すぐに対応してもらえない感じを受けました。北区の住民としては、ごみは絶対に出してしまう以上、よりよい設備をつくってもらうことを希望しますが、そのために一部の住民の方々がとても苦痛に感じられるというのは、よくないので、条例や基準等以外の点でも住民の希望をくみ取っていただくプロジェクトであってほしい。また、区長意見の記述が、「適切に対応を」や「努められたい」等と濁されていますので、本当にダメだった時に、どう配慮していただけるのか、そのあたりも含めて北区の考えをお聞かせ願いたい。

### ○事務局

環境影響評価調査計画書に対する区長意見としては、法令の基準は最低基準で、基準以上・可能な限り、影響を減少していくことが望ましいため、そういったことを求めていかなければならないと思っています。例えば、各論の大気汚染の(5)では、「飛散防止に可能な限り努められたい」というように、努められたいとの記載ですが、これでいいというわけではなく、本当に可能な限り、できるだけ、環境への影響を抑制していくことを求めることが必要ということで、このような記載としております。当然、予測評価の結果、クリアできないようなこと、予測評価と異なることがありましたら、清掃工場の事業に限らず、どんな事業者であっても、改善を申し入れていく、対策を講じるよう求めていくことが必要と考えています。環境課の方でも、色々な環境に関する苦情が入っていますが、法令に規定がないから強制措置はできなくても、改善を講じることは苦情対応の中で求めていきますので、北清掃工場についても、環境影響評価の予測内容と違う結果が出てくれば、その点について原因調査あるいはそれに対する対策を講じるよう求めていくことが必要であります。また、そのようにしていかなければならないと考えています。

### ○事務局

アセスに抵触した場合ということですが、本年5月に2回、準備説明会を行っており、その中でもご説明があったのですが、清掃一組においては、可能な限り情報提供させていただきたいということを話しています。もし、仮に、アセスに抵触するような問題が出た場合には、当然、区としましても、清掃一組と情報共有していく中で、地域住民への説明を求めていく所存です。

### ○委員

地域住民、例えば、毎日、毎日、日中家にいる、高齢者や小さいお子さんのいるご家庭にとって、ずっと、何か気になるというのは、とても大変で負荷が高いことなので、基準値をクリアしているし、条例もクリアしている、けれども、もし、住民の方から苦情があった場合はどのような対応がしていただけるのでしょうか？

### ○事務局

条例や基準をクリアした場合でも、いろいろな方がいますのでどうしても苦痛に感じるという方もいますが、そういう声があった場合には、事業者に対して強制的な措置というのはできないかもしれませんが、そういう声があったということは、当然、事業者へ伝えて、可能な限りという表現になりますが、可能な限り影響を減らすような工夫はできないかということを要請していく必要はあるかと考えています。

### ○委員

今、いろいろ委員から、コンセプトにかかわる問題や、これを作るハードの部分のことだけでなく、それ以前にどういう考え方を今後持つべきかという大事な提案等がございましたし、このようなことも含めて北区の方で計画を運用していく、また、都の方に要望していくということが大事だと思います。本日、ご意見を皆様からいただき、また、追加していただいたこともございますし、追加して意見をつくらなければいけない側面もあり…

### ○事務局

今日いただきました意見を踏まえまして、区長意見案について再検討させていただきます。今後の日程ですが、区長意見の都知事あての提出までのスケジュールがかなりタイトで、さらに審議会を開くのは日程的に取れないだろうということで、委員の皆様には大変申し訳ないですが、今日のご意見を踏まえまして、意見の再検討を会長と事務局の方でさせていただいて、区長意見を修正していきたいと考えています。

### ○委員

ということで、会長の一任ということでございますが、皆様よろしいですか？

了承

### ○委員

ごく簡単なことですが、13.その他において(1)「願います」、(2)「お願いします」と、この部分だけ口調が違ってきますので、「されたい」等に修正した方がよいです。

### ○事務局

文言の使い方については、統一します。

### ○事務局

先ほど委員からご指摘のあった緑地面積のデータが手元に届いたので、この場で発表したいと思います。現在の北清掃工場の地上部のみの緑地ですが5183m<sup>2</sup>。そして、計画後ですが、地上部のみで3519m<sup>2</sup>、屋上緑化が960m<sup>2</sup>で、あわせて4479m<sup>2</sup>ということで、若干減るというデータが届きました。

< 議 事 (2) >

### ○委員

議事(2)の「その他」の事項について、事務局から説明をお願いします。

## ○事務局

本日審議した「北清掃工場建替事業」に係る環境影響評価調査計画書の縦覧・閲覧と今後のスケジュールについて説明します。 ー資料説明ー

## 4. 報 告

### < 報 告 (1) >

## ○事務局 ー資料説明ー

## ○委員

以上で用意された議題・報告が終わりました。皆様、他に何かありますか？

## ○委員

テレビの番組で池の水を全部抜いて、生物を全部調査して…。「かいぼり」ですね。あれを北区と板橋区にまたがっている浮間の公園でやると、大変なことになると思いますので、もう少し小さい池等で、あのようなことを北区としてもできる場所がないかと考えています。もしやるのであれば、区内の小学生たちに手伝ってもらえると、自分たちがそういうことをやったんだ、環境を守っていこうとする気持ちを醸成させることができると思いますので、あのようなことが北区でできればいいなと思っています。例えば、あのような番組に申込みする等、そういうことができないものか1人で考えていても、どうにもならないので、この場で発言しました。もし、対象があれば、よろしく願いいたします。生物の生息調査をみてちょっと考えました。

## ○事務局

今のところ、そういったことは想定しておりませんが、今後の課題とさせていただければと思います。

## ○委員

これにて平成30年度第1回東京都北区環境審議会の議事を終了とします。

## 5. 閉 会

以上